

公職選挙法の改正と

投票所入場券の変更



大事な投票、忘れずに！
明るい選挙キャラクター「めいすいくん」

公職選挙法が改正されます！

投票所入場券が変わります！

選挙権年齢が満18歳以上になります

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるため、平成28年6月19日の後に公示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

引越しても旧住所地に3か月以上住んでいた場合、旧住所地で投票できます

新しい制度によって、新たに有権者となる18歳、19歳の人がことしの春に引越しても、旧住所地に3か月以上住んでいた場合、夏の参議院選挙は旧住所地で投票できます。

なお、選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、不在者投票という制度を活用できますので、選挙管理委員会にお問い合わせください。

新住所地で投票するためには、新住所地に転入の手続をした日から参議院選挙の公示日（選挙期日の少なくとも17日前）前日までに、3か月以上住んでいる必要があります。

投票所入場券の裏側が宣誓書になりました

期日前投票を利用する人は、宣誓書に必要な事項をあらかじめ記入して持参すると、受付がスムーズにできます。 ※投票日当日に投票所で投票する人は記入する必要はありません。

投票所入場券の裏側

期日前投票 宣誓書及び投票用紙交付請求書

【期日前投票をされる方は記入が必要です】

期日前投票される方は、下記の枠内及び日付を記入してください。事由欄は、投票日当日に投票所に行けない事由について、該当する番号を○で囲んでください。

氏名					
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	
現住所	富士市				
事由	1	仕事・学業・冠婚葬祭	3	病気・出産・歩行困難	
	2	外出・旅行・レジャー	5	他市町村に居住	

私は、選挙の当日、上記事由に該当する見込みなので、記載が真実であることを宣誓し、併せて投票用紙を請求します。

平成28年 月 日 (宛先) 富士市選挙管理委員会委員長

政治家の寄附は禁止！有権者が求めることも禁止！

みんなで守ろう、寄附の禁止！



政治家(候補者、立候補予定者、現在公職にある人)と、私たち有権者の間には、寄附における禁止事項があります。寄附禁止のルールを正しく理解し、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附の禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、次のものを除き、全て罰則の対象になります。

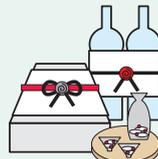
- ①政治家本人がみずから出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人がみずから出席する葬式や通夜における香典
 - ※①や②でも、選挙に関して行われた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰の対象になります。
- ※政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。

政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対し、寄附をするよう勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家名義の寄附を求めるとも禁止されています。

【禁止されている寄附(例)】

- ・祭りへの寄附や差し入れ
- ・町内会の集会や旅行などの催しへの飲食物の差し入れ
- ・地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ・お中元、お歳暮
- ・秘書などが代理で出席する場合の結婚祝い、香典
- ・葬式の花輪、供花
- ・落成式、開店祝いの花輪
- ・入学祝い、卒業祝い
- ・病気見舞い



寄附禁止について詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせるか、市ウェブサイトを「らんく」ください。
※くらしと市政↓市政情報↓選挙↓お知らせ↓募集↓寄附禁止

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局

☎(55)28879

☎(55)30500